

特許審査迅速化・効率化のための行動計画の取組状況

1. 審査当局による取組

(1) 審査能力の強化

- ・勤務時間の多様化（5月15日～早出勤務制度の実施）
- ・審査周辺システムの稼働時間の延長（5月15日～）
- ・任期付審査官98名の増員（4月1日～）
- ・審査官（補）研修の合理化・弾力化（4月～実習を重視した研修内容へのシフト、必要性の低い科目の廃止等）
- ・IP-eラーニングシステムの活用
- ・マニュアル類の改訂・整備を行い、隨時審査業務を一層効率化
- ・管理職への必須協議対象案件の見直しなどを行い、4月より審査関連業務を合理化

(2) 先行技術調査民間外注の規模拡大、効率化

- ・先行技術調査の外注費として、平成18年度は20.4万件分の予算を確保（平成17年度は19.4万件）
内、効率が高い「対話型」外注は、16.7万件に拡大（平成17年度は15.5万件）
- ・登録調査機関の新規参入促進のため、幅広く企業・団体等に赴き、制度の意義や参入のための具体的な手順などを説明。その結果、新たに（株）技術トランスファーサービスが登録調査機関に登録（6月5日）
- ・企業トップ等に対し、企業に置ける研究者OB等のサーチャー候補への推薦を依頼。1月以降、調査業務実施者として、（財）工業所有権協力センター130名、（社）化学情報協会3名、（株）テクノサーチ26名を新規採用

(3) 審査関連業務の改善

- ・日米間で特許審査ハイウェイの試行を開始予定（本年7月3日）
- ・ドシエ・アクセス・システムの利便性向上（3月）
- ・審査案件に関連する他の出願の審査情報を一括表示するシステムの導入（3月）
- ・国際出願及びこれに対応する国内出願の同時着手を支援するシステムの導入（3月）
- ・優先処理案件に係る方式審査を、2月から原則即日処理
- ・3月29日受付分から優先処理案件の電子化期間を短縮

2. 産業界等による取組

(1) 出願・審査請求構造の改革

- ・経営者等と経済産業省幹部による知財管理の充実を目的とした意見交換会を大手企業のべ54社、12業界団体に対して実施（審査請求件数上位100社中70社に対して説明・要請済み）
- ・6つの地域知財戦略本部において説明・要請
- ・出願が多い43大学に対しても行動計画を説明する機会を設け、大学における知的財産の管理の充実を促した
- ・本願と出願人・発明者が共通する文献で拒絶理由を通知する際に、適切な先行技術文献情報の開示を出願人に要請する運用を開始（年1月）

(2) 代理人（弁理士）の協力

- ・日本弁理士会内に、特許審査迅速化に協力できる事項について検討を行う行動計画WGを設置（1月）
- ・先行技術文献情報開示要件を満たしていない場合に、拒絶理由を通知する運用を開始（5月）
- ・日本弁理士会に対して、弁理士が出願人に対して先行技術調査手法を指導すること、出願書類を明確かつ簡潔に記載すること、出願人が弁理士を選択する際の有益な情報を充実・公表することなどについて要請

3. 産業界・弁理士（会）の取組への支援

(1) 積極的な情報提供、要請

- ・出願上位企業を中心に、企業経営者、実務者等との間で意見交換を行い、各種支援施策の周知を図るとともに、知財管理への取組の充実を要請
- ・先使用権制度に関するガイドライン事例集の策定

(2) 企業の先行技術調査能力・審査結果予測能力の向上に対する支援

- ・(独)工業所有権情報・研修館において、民間の先行技術調査能力を充実させるため審査官のノウハウ等の修得を目指す「検索エキスパート研修」を6月26日より実施
- ・特許電子図書館（IPDL）において特許公報の文献単位での印刷機能や拒絶理由等の審査書類の閲覧機能を追加（3月）
- ・審査結果の予測性向上に資するため、ビジネス関連発明、及びバイオ分野の技術分野別判決集を公表（3月）
- ・13分野の特許検索ガイドブックを公表（2月）

(3) 審査請求済み案件の取り下げ促進策

- ・本年 1月～3月の取下・放棄件数（審査着手前）は、昨年同期比で約 1.5 倍（約 760 件／月）
- ・審査請求料金返還制度の返還額について、一定期間内に特許出願を取下げ・放棄した場合に、納付した審査請求料の全額を返還する政令改正を行う予定
- ・審査着手時期見通し情報の更新を年 4 回に増加（5月）

(4) 主要企業・代理人の出願・審査請求関連情報の提供

- ・業種別に特許戦略指標上位 10 社の出願件数、請求件数、特許査定率、グローバル出願率を公表（4月）
- ・主要企業における、その他の出願・審査請求関連情報について、追加公表に向けて関係団体と調整中。
- ・弁理士の出願関連活動状況として、技術分野別に特許出願の代理件数が上位の特許事務所名を公表（4月）

(5) 出願人・代理人の貢献に対する表彰制度

- ・発明の日における知財功労賞の中で、「特許戦略優良企業」として特許戦略が特に優秀な 5 企業を表彰（4月 18 日）
- ・「産業財産権の活用企業百選」を取りまとめ、産業財産権を戦略的に活用する企業等を紹介。（4月 18 日）

4 . 中小企業に対する配慮

- ・早期審査制度の利用の拡大、先行技術調査の利用の拡大を図るため、
 - パンフレット等により中小企業支援団体（商工会、商工会議所等）に周知（総計 100 万部強を配布予定）
 - 地域知的財産戦略本部（6 力所）における周知
- ・資力に乏しい中小企業に対する特許手数料の軽減措置の緩和要件について、関係当局と調整中
- ・「知財駆け込み寺」を 7 月に設置すべく、マニュアルを作成中

フォローアップ

- ・産業界、中小企業等の有識者、経済産業省から構成される特許戦略懇談会（仮称）の設置に向け調整中